

●けんしんの種類と内容

※全てのけんしんには、問診があります。
※がん検診については、職場などで各がん検診を受ける機会がない

けんしんの種類	検査内容	対象者 (けんしん当日の年齢)	
生活習慣病予防健診	特定健康診査 <i>(受診券が必要です)</i>	今年度中に 40歳~75歳になる人で、 特定健康診査受診券を持つ人 →ご加入の医療保険者が発行します。	
	後期高齢者健康診査 <i>(受診券はありません)</i>	75歳以上の人など、 後期高齢者医療被保険者証を持つ人	
がん検診	大腸がん検診	40歳以上の人	
	肺がん検診	40歳以上の人	
	胃がん検診	X線検査	40歳以上の人 (X線検査または内視鏡検査の どちらか一つしか受診できません。)
		内視鏡検査	※内視鏡検査は、胃全摘術後の人など、 受診できない人がいますので、詳しくは かかりつけの医療機関へお問い合わせ ください。
	乳がん検診	40歳以上の女性 (前年度福山市乳がん検診を受けて いない人)	
	子宮頸がん検診	20歳以上の女性 (妊娠中の方は妊婦健診で行う。) ※子宮全摘術後の人は、かかりつけの 医療機関にご相談ください。	
その他の検診	骨粗しょう症検診	40・45・50・55・60・65・ 70歳の女性 (検診当日の年齢)	
	結核定期健康診断	65歳以上の人	
	肝炎ウイルス検診	今年度40歳以上になる人で、 過去に肝炎ウイルス検査を 受けたことがない人	
検歯診の	歯周病検診 (噛ミング検診)	40・50・60・70歳の人 (検診当日の年齢) ※治療中の人は除く。	

※特に記載がないものについては対象年度に1回のみ受けられます。同じ年度内に重複受診された場合は、費用を全額

※福山市のけんしん(結核定期健康診断を除く)は、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)における
または領収書が必要になりますので、申告されるまで保管しておいてください。なお、セルフメディケーション

※福山市に住所を有することが確認できるもの(健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど)を
受付で見せてください。
※身体の状態により、受けられない場合もあります。けんしん実施医療機関でご相談ください。

けんしん費用(自己負担額)			
個別けんしん		集団けんしん	
69歳以下	70歳以上	69歳以下	70歳以上
各医療保険により異なります。特定健康診査受診券などで 自己負担額を確認してください。			
福山市国民健康保険の人の特定健康診査受診券は 5月頃に送付します。自己負担額は無料です。			
無料 ※受診券はありません			
500円	200円	500円	200円
700円 (喀痰検査は 追加800円)	400円 (喀痰検査は 追加300円)	500円 (喀痰検査は 追加500円)	200円 (喀痰検査は 追加200円)
2,700円	1,000円	1,000円	300円
4,000円	1,400円	個別けんしんのみ	
1,800円	800円		
1,500円	700円	1,200円	300円
		600円	200円
		福山市医師会健診センター・ 福山検診所のみ	
		無料	無料
		集団けんしんのみ	
1,400円	400円	700円	300円
500円	300円	500円	300円
		福山市医師会健診センター 9/29年後のみ	

「がん検診」・「その他の検診」・
「歯の検診」の費用は、
次の人は無料になります。

※受付でいずれかの証明書を見せてください。

市民税非課税世帯の人
(次のいずれか)

●市民税非課税世帯の証明
「健康診査用証明書」

[発行場所]
市役所税制課、各支所(税証明担当)、分室・分所および税証明を
発行できる公民館(公民館の受付は午前9時から正午まで)

※原則として本人申請
(同じ住民票にいない親族が申請する場合は、委任状が必要)

※必ず「健康診査用の証明」と申請してください。
手数料は無料です。

※証明書1枚を複数の医療機関で使用できます。
(医療機関で確認後返却されるため)

※持参物：来庁者の本人確認ができるもの
(健康保険証・運転免許証・マイナンバーカードなど)

※発行時期により、有効期限が異なりますので、事前に確認をして
ください。

◆市民税非課税世帯の証明書は、1月1日現在の居住地での証明が必要
です。1月2日以降に福山市に転入された場合は、健康推進課ま
でご相談ください。

●後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

[申請場所]
市役所保険年金課・各支所(市民サービス課)

※後期高齢者医療被保険者証を持っている人で、市民税非課税世帯
の人が申請した場合、交付されるものです。

生活保護を受けている人

●休日・夜間等受診票

[発行場所]
市役所生活福祉課、松永・北部・東部・神辺支所の保健福祉課
※各地区担当員(ケースワーカー)に連絡してください。

お支払いいただくこととなります。ご注意ください。

一定の取組に該当します。確定申告または市・県民税の申告の際、同制度の控除を受ける場合はけんしんの結果票、
税制につきましては、国税庁または福山市(市民税課)のホームページをご覧ください。